

平成十二年法律第二百一号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 金融商品の販売等（第三条—第十条）

第三章 金融サービス仲介業（第十一条—第二十三条）

第一節 総則（第二十四条—第三十二条）

第二節 業務（第三十三条・第三十四条）

第三節 経理（第三十五条—第三十九条）

第四節 監督（第三十六条—第五十条）

第五節 認定金融サービス仲介業協会（第四十一条—第五十五条）

第六節 指定紛争解決機関（第五十二条—第七十三条）

第七節 雜則（第七十四条—第八十一条）

第四章 金融サービスの利用環境の整備等（第八十二条—第八十五条）

第一節 安定的な資産形成の支援等（第八十二条—第八十五条）

第二節 金融経済教育推進機構（第八十六条—第九十二条）

第一款 設立（第九十三条—第九十七条）

第二款 運営委員会（第九十八条—第一百六条）

第三款 役員等（第一百七条—第一百八十八条）

第四款 業務（第一百九条—第一百二十二条）

第五款 財務及び会計（第一百二十三条—第一百二十九条）

第六款 罰則（第一百四十条—第一百六十一条）

第七款 監督（第一百三十条—第一百三十二条）

第八款 雜則（第一百三十二条—第一百三十五条）

第五章 雜則（第一百三十六条—第一百三十九条）

第六章 没収に関する手続等の特例（第一百六十二条—第一百六十四条）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等により、金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第四項に規定する掛金をいう。

2 この法律において「保険契約」とは、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

3 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

5 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

6 この法律において「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産を形成することをいう。

第二章 金融商品の販売等（定義）

第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預金等の受入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二条第四項に規定する掛け金の掛け金者との締結

二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛け金（以下この号において「無尽掛け金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛け金の掛け金者との締結

三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結

四 保険契約又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 金融商品取引法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ロ 讓渡性預金証書をもつて表示される金銭債権（有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあつては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるものを除く。）

ハ 資金決済に関する法律（平成二十二年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産

七 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものをとするものに限る。）の締結

八 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

九 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十 一定の時期における現実の当該指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の金利、通貨の価格その他の指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十一 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものも含む。）をいう。

3 この章及び第六章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

（金融商品販売業者等の説明義務）

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下この章において「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

1 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

口 当該指標
ハロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格（金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項）

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標
ハロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該者
ハロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生じるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行なう者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生じるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生じるおそれがある旨

ロ 当該者
ハロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生じるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生じるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生じるおそれがある旨

ロ 当該事由
ハロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生じるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生じるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生じるおそれがある旨

ロ 当該事由
ハロの事由を直接の原因として元本欠損が生じるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

七 当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生じるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生じるおそれがある旨

融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなる者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の財産がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭以外の財産の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）を上回ることとなるおそれをいう。

4 第一項第二号、第四号及び第六号の「当初元本を上回る損失が生じるおそれ」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該金融商品の販売（前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為であつて政令で定めるもの（以下この号において「保証金相当物」という。）がある場合にあっては、当該額に当該保証金相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額。次号及び第三号において同じ。）を上回ることとなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行なう者その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生じることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うこととなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生じることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金銭の額を上回ることとなるおそれ

四 前三项に準ずるものとして政令で定めるもの

第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるものをいう。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する契約の内容

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあつては、当該規定に規定する有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券にあつては、当該有価証券に表示される権利をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 前条第一項第六号に掲げる行為（同号イに係るものに限る。）にあつては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ロに係るものに限る。）にあつては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

五 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに係るものに限る。）にあつては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容（当該権利が存在しないときは、その旨）及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する取引の仕組み

七 前条第一項第十一号の政令で定める行為にあつては、政令で定める事項

一 の金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者等が第一項の規定により顧客に對し重要な事項について説明をしなければならない場合において、いずれか一の金融商品販売業者等が当該重要事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者等は、同項の規定にかかわらず、

当該重要事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者

(第十条第一項において「特定顧客」という。)である場合

二 第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があつたとき。

(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)

第五条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(以下この章において「断定的判断の提供等」という。)を行つてはならない。

(金融商品販売業者等の損害賠償責任)

第六条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第四条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において当該重要事項について説明をしなかつたとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行つたときは、これによつて生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

(損害の額の推定)

第七条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによって当該顧客に生じた損害の額と推定する。

2 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額(当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭及び相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価額(市場価額がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)から、当該金融商品の販売により当該顧客(当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなつた者がある場合にあつては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。)の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産又は取得すべき金銭以外の財産がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭以外の財産の市場価額(市場価額がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の处分をしたもの処分価額の合計額とを合算した額を控除した金額をいう。)

(民法の適用)
第八条 重要な事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

(勧誘の適正の確保)

第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

(勧誘方針の策定等)

第十条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下この条及び第百五十四条において「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 劝誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 勧誘の方法及び時間帯に關し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則

(定義)

第十一條 この章、第五章及び第六章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことを行ふ。

2 この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ(2)並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。)その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行ふ業務をいう。

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介イ 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第十五条第二号ニ(2)及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。)

ロ 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第一条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ(7)において同じ。)

ハ 信用金庫

ニ 信用金庫連合会

ホ 労働金庫

ト 信託協同組合

チ 協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(5)において同じ。)

リ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ。)

ヌ 農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十

五条第二号ニ(3)において同じ。)

ル 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。)

ヲ 漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。)

ワ 水産加工業協同組合(水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。)

カ 水産加工業協同組合連合会(水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。)

ヨ 農林中央金庫

一 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介(貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。)が顧客のために行うものを除く。)

三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介
 この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人（同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号又は第二号二（一〇）において同じ。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。）並びに損害保険会社（同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。）及び使用人並びに特定少額短期保険募集人（同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。）以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行う業務をいう。

一 保険会社（保険業法第一条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。）

二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）

三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。）

4 この章及び第一百三十七条第二項第三号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの及び金融商品仲介業者（同法第二十二条項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号ニ（1）並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。

5 一 次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第二条第八項第十号に該当するものを除く。）を行う金融商品取引業者

ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引（同条第八項に規定する取引所金融市场又は同条第八項第三号ロに規定する外國金融市场における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）

四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介
 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。

5 この章及び第六章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

6 この章、第五章及び第六章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

7 この章において「金融サービス仲介業」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

8 この章及び第六章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

9 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続をいう。

10 この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をできるものをいう。第六節において同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

11 この章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

12 この章及び第六章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。

14 この章において「手続実施基準契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

（登録）

第十三条 登録の申請

前条の登録を受けようとする者（以下第十五条までにおいて「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称

三 金融サービス仲介業を行なう営業所又は事務所の名称及び所在地

四 業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。）

五 貸金業貸付媒介業務を行う営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行つ場合にあつては、その旨
七 他に事業を行うときは、その事業の種類
八 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者が法人であるときは、足款及び登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）

三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面

五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第五号イ、ロ、ハ（（2）を除く。）、ニ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）又はホ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面

七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第七号に該当しないこと（登録の実施）

八 その他内閣府令で定める書類

九 前条第一項各号に掲げる事項

十 登録年月日及び登録番号

十一 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

十二 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

十三 前条第一項各号に該当するとき、又は登録申請書若（登録の拒否）

十四 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

十五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい（登録の拒否）

十六 金融サービス仲介業者であつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（1）において同じ。）を受けた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

十七 銀行主要株主（銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主をいう。次号ニ（2）において同じ。）であつた者が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社（同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社（同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。同号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

十八 労働金庫代理業者（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号ニ（8）において同じ。）であつた者が同法第三条により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許

可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

十九 特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ（3）において同じ。）であつた者が同法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（3）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取扱いの日から五年を経過しないもの

二十 特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ（4）において同じ。）であつた者が同法第八十条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六条第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（4）において同一種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（4）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

二十一 信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三条）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ（5）において同じ。）であつた者が同法第六条の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（5）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

二十二 信用金庫代理業者（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号ニ（6）において同じ。）であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

二十三 信用金庫代理業者（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

二十四 長期信用銀行主要株主（長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主をいう。次号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、长期信用銀行持株会社（同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは长期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。同号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

二十五 労働金庫代理業者（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号ニ（8）において同じ。）であつた者が同法第三条により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許

九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

リ 農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号ニ（9）において同じ。）であった者が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（9）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヌ 特定保険募集人であった者が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であった者が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（10）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ル 金融商品取引業者であった者が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号ニ（11）において同第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定による届出をした者であるが同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者が同法第六十三条等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の十一第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定による届出をした者であったが同法第六十三条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号ニ（11）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務

と同種類の業務を行つていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又是命令の日から五年を経過しないもの

ヲ 貸金業者であった者が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（12）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号ニ（12）において同じ。）から五年を経過しないもの

ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第二百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十一年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

カ 金融サービス仲介業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

ヨ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者

レ エ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

タ ソ 电子金融サービス仲介業務を行つ場合には、当該电子金融サービス仲介業務を適正かつ確實に遂行する体制の整備が行われていない者

シ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員）理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用者人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

二 法人である場合にあつては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者
 イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定
 める者
 ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われて
 いる者
 ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行
 を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 ニ 次のいずれかに該当する者

(1) 金融サービス仲介業者であった法人が第三十八条第一項の規定により第十二条の登録を
 取り消された場合又はこの法律に相当する外國の法令の規定により当該外國において同種
 類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消し
 の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しな
 いもの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一
 項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一
 項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場
 合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十
 二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業
 者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一
 項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國にお
 いてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当該免許、認可又は許可に類する登録そ
 の他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り
 消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者で
 その取消しの日から五年を経過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読

(4) 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の規
 定により解散を命ぜられた場合若しくは同法に相当する外國の法令の規定により当該外國にお
 いてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当該免許、認可又は許可に類する登録そ
 の他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り
 消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者で
 その取消しの日から五年を経過しないもの

(5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であつた法人が中小企業等協同組合法第六百六条第

二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用す
 る銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外
 国の法令上これらに相当する法人が当該外國の法令の規定により解散を命ぜられた場合又
 は命令の日から五年を経過しないもの

信用協同組合若しくは協同組合連合会であつた法人が中小企業等協同組合法第六百六条第
 六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外國の法令の規定により解散を命ぜられた場合
 において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協
 同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会で
 あつた法人が同法第二十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外國の法
 令上これらに相当する法人が当該外國の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、
 その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し
 の日から五年を経過しないもの

(6) は信用協同組合代理業者であつた法人が協同組合による金融事業に関する法律第六条の四
 の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同
 組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合若しくは
 同法に相当する外國の法令の規定により当該外國において同種類の許可を受けていた者が
 当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内に
 これらの法人の役員であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの
 (7) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であつた法人が信用金庫法第八十九条第一項において
 準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取
 り消された場合若しくは信用金庫代理業者であつた法人が同法第八十九条第五項において
 読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条
 の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外
 国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の
 行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合
 において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの
 日から五年を経過しないもの

(8) 長期信用銀行であつた法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七
 条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消された場
 合、長期信用銀行主要株主であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二
 条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項だ
 し書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であつた法人が同法第十七条にお
 いて準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二
 の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理
 業者であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定
 により长期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する
 外國の法令の規定により当該外國においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当
 該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同
 種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以
 内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(9) 農林中央金庫があつた法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた
 場合若しくは外國の法令上これに相当する法人が当該外國の法令の規定により解散を命ぜ
 られた場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第九十五条の四第一項において
 読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十
 五条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外國の法令の規定によ
 り当該外國において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合
 において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を
 含む。）であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であつた法人が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十
 六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた法人が同項の規定により同法

第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引業者であつた法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であつた法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者であつた法人が同法第六十六条の四十二第二項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であつた法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を取り消された場合若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた法人が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(12) 貸金業者であつた法人が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれららの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ホ

(1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(4) 水産業協同組合法第八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第八条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しないもの

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

三
イ
ヘ

(1) 個人である場合にあつては、次のいずれかに該当する者
前号イからホまでのいずれかに該当する者

(2) 未成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人個人である場合にあつては、次のいずれかに該当する者
前号イからカまでのいずれかに該当する者

(3) 金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人個人である場合にあつては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。）が前号イからヘまでのいずれかに該当する者

(4) 預金等媒介業務を行う場合にあつては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者

- 五 保険媒介業務を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者
- イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれららの役員若しくは使用者（保険募集人（保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。以下この節において同じ。）（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のたために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用者（保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者））
- （1） 第二号イからへまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者
- （2） 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）に関し著しく不適当な行為をした者
- （3） 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人（法人である場合にあっては、役員のうちにイ、ロ又はハ（2）若しくは（3）のいずれかに該当する者））
- ホ 個人である場合にあつては、金融サービス仲介業に係る成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ（2）若しくは（3）のいずれかに該当する者（有価証券等仲介業務を行ふ場合にあっては、銀行その他政令で定める者）
- 七 貸金業貸付媒介業務を行ふ場合にあっては、政令で定める使用人のうちに第二号イからへまでのいずれかに該当する者のある者
- （変更登録等）
- 第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。
- 2 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行ふ」とあるのは「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行ふ」と、同条第五号中「保険媒介業務を行ふ」とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務を行ふ」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。
- 3 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき 当該
- 二 金融サービス仲介業者 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき 当該金融サービス仲介業者
- 三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき その金融サービス仲介業を廃止し、承継をさせ、又は譲渡をした個人又は法人
- 四 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき その相続人
- 五 金融サービス仲介業者である法人を代表する役員であった者

- 六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人
- 七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者）
- 八 次のイからニまでに掲げる業務を行ふ金融サービス仲介業者（保険媒介業務銀行代理業者その他政令で定める者）
- イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者
- 九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき 内閣府令で定める者
- 四 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行ふ金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。
- 五 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、前項第八号イからニまでに掲げる業務を行ふ金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失う。（銀行法等の特例）
- 六 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかるらず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二条第二項及び第二十八条第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）
- 2 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。
- 3 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。
- 4 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行なうときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。
- 5 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

(電子金融サービス仲介業務に関する特例)

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるわらず、電子決済等代行業（同法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

一次のいずれにも該当しない者であること。
イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十の二の登録の取消し

条の六十の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法第一百七十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十の十七第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法第一百十条第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

(6) 勞働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十の二第一項の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

(9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外國の法令により当該外国において受けている（（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。））の取消し

ハ 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3) (2) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(4) 水産業協同組合法第一百十六第四項の規定による同法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(5) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(6) 信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(10) この法律、銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの法人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 外國法人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1) 法人が前号ロ（1）から（9）までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であった者でその処分の日から五年を経過しないもの

(2) 法人が前号ハ（1）から（10）までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者でその命令の日から五年を経過しないもの

(3) 前号ロ（1）又は（2）のいずれかに該当する者

三 個人である場合にあっては、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 外國に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

ロ 前号ロ（1）又は（2）のいずれかに該当する者

2 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行なう場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項（第一号及び第二号を除く。）、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第一百十六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
 - 二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
 - 三 その他内閣府令で定める書類
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覽に供しなければならない。
- (商号等の使用制限)
- 第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。
- (標識の掲示等)
- 第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
- 2 金融サービス仲介業者は、電子情報報道組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合には、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。
- 3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
- (保証金)
- 第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。

- 三 第十一条第二項第三号に掲げる行為 当該行為により為替取引を内容とする契約を締結した者
- 四 第十一条第三項に規定する媒介 当該媒介により保険契約を締結した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者
- 五 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者
- 六 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者
- 七 第十一条第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者
- 八 第十一条第四項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者
- 九 第十一条第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に関して保証人となつた者
- 10 第十一条第五項に規定する媒介の実行に関する必要な事項は、政令で定める前項の権利の実行に関する必要な事項は、政令で定める
- 11 金融サービス仲介業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 12 第十一条第五項に規定する媒介の実行に関する必要な事項は、政令で定める前項の権利の実行に関する必要な事項は、政令で定める
- 13 金融サービス仲介業者は、第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。
- 一 第十一条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき。
- 14 第十一条第三項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。
- 15 金融サービス仲介業者の状況の変化その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。
- 16 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。
- (金融サービス仲介業者賠償責任保険契約)
- 第23条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。
- 18 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるとときは、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつている金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
- 19 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ。)を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。
- 20 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に關し、当該各号に定める者は、当該金融サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
- 21 第十一条第二項第一号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者
- 22 第十一条第二項第二号に掲げる行為 当該行為により資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約を締結した者
- 三 第十一条第二項第三号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者
- 四 第十一条第三項に規定する媒介 当該媒介により保険契約を締結した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者
- 五 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者
- 六 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者
- 七 第十一条第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者
- 八 第十一条第四項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者
- 九 第十一条第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に関して保証人となつた者
- 10 第十一条第五項に規定する媒介の実行に関する必要な事項は、政令で定める前項の権利の実行に関する必要な事項は、政令で定める
- 11 金融サービス仲介業者は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。
- 12 第十一条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき。
- 13 第十一条第三項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。
- 14 金融サービス仲介業者の状況の変化その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。
- 15 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。
- 16 前各項に定めるもののほか、保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。
- (金融サービス仲介業者賠償責任保険契約)
- 第24条 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対しても誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第二節 業務

(金融サービス仲介業者の誠実義務)

- 第二十四条 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対しても誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第三条	第二百九十条 保険仲立人が行う保険契約	(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する保険契約)	第三十一条 保険業法第一百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第二百九十一 条 (保険業法の準用)	第五十二条 第五十九号 が所属銀行 (所属銀行) 行 代理又は媒介 (相手方金融機関)	第五十二条 第四十一号 が所属銀行 (相手方金融機関)	第五十二条 第四十一号 が所属銀行 (相手方金融機関) (第五十四条)
第四项第一号	第五十二条 第四十一号 が所属銀行 (所属銀行) 行 代理又は媒介 (相手方金融機関)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関)
第四项第一号 (定義)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関) (第五十四条)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関) (第五十四条)
第二条第十项 第二项第一号	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関) (第五十四条)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関) (第五十四条)
第二条第十项 第二项第一号 (定義)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関) (第五十四条)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関)	第五十二条 第四十号 が所属銀行 (相手方金融機関) (第五十四条)

四の二	第六十六条の十 二号	第三十八条の二 第一号 (金融商品取引法の準用)	第三十八条の二 第二号 (金融商品取引法の準用)
四の二	第六十六条の十 二号	八項第十二号イに掲げる 金融商品仲介業	八項第十二号イに掲げる 金融商品仲介業

(監督上の処分)

第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

八 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

九 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は、当該金融サービス仲介業者に対する処分に違反した場合は、当該金融サービス仲介業者に對し、当該役員の解任を命ずることができる。

一 第十五条第一号イからハまでのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあつては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ（2）若しくは（3）に該当するとき。

三 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は、当該金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

四 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消等）
第三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。

二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

（認定金融サービス仲介業協会の認定）
第五節 認定金融サービス仲介業協会

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第一百四十八条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。（認定金融サービス仲介業協会の業務）

第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う金融サービス仲介業に関する、契約の内容の適正化その他金融サービス仲介業の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱う情報の適正な取扱いのために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

五 金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等（第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。第四十三条第一項及び次節において同じ。）からの苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報

九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

第四十三条 認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

（認定金融サービス仲介業協会への報告等）

44 条 会員は、金融サービス仲介業者が行った顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他の金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第四十六条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四百八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。（業務規程）

第四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（報告又は資料の提出）

内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に對し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要的限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、又は該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又はそ帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

（監督命令）

内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六節 指定紛争解決機関

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行ふ者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日前から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

五 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に十分であると認められる結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について

異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合となつたこと。

前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、第一条第四項各号及び第五項各号に該当するものとし、同項第八号の割合

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（指定の申請）

第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別
- 二 名称又は商号
- 三 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 役員の氏名又は名称若しくは商号
- 五 組織に関する事項を記載した書類
- 六 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有するることを明らかにする書類
- 七 前項の規定する書類その他の同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（秘密保持義務等）

第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定紛争解決機関の業務）

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融サービス仲介業者（手続き実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。）若しくはその顧客等又はこれらの人との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対する苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項
- 五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等（以下この節において単に「当事者」という。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解决手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

- 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならぬこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項
- 3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。
- 4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。
- 二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することの他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。
- 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に對する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定期間が紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対しても不當な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
- 四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。
- 五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
- 六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。
- 七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に對し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に對し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。
- 八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知する手續を定めていること。
- 九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手續を定めていること。
- 十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
- 十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘

- 密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。
- 十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。
- 十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。
- 十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関しして知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。
- 5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。
- 二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。
- 6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものをいう。
- 一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。
- 二 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
- 三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
- 四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。
- 五 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
- 6 第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行つよう努めなければならない。
- 第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員でなくなつた（暴力団員等の使用的の禁止）

日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使
用してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(苦情処理手続)

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業者関連苦情について解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるべきである。(紛争解決手続)

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

第六十三条 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。当事者は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第

一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係る者でなければならぬ。

又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上ある者

二金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上ある者

三消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

四指定期間解消機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められるものとする。

五指定期間解消機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められるものとする。

六指定期間解消機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に付することが適當と認めるときは、指定期間解消機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

七指定期間解消機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められるものとする。

八指定期間解消機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められるものとする。

七 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

八 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)百二十五条第四項及び第五項において同じ。)を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

(時効の完成猶予)

第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完

成猶予に關しては、当該紛争解決手続が提起されたものとみなす。

二 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、又は第

五十二条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消されかつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第

二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

三 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても不服を申し立てることができない。

(加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧)

第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称等の使用制限)

第六十六条 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他の者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。（変更の届出）

第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。（手続実施基本契約の締結等の届出）

第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。（業務に関する報告書の提出）

第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。（報告微収及び立入検査）

第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（業務改善命令）

第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないことが判明した場合

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定を受けたとき

4 第二項、第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。

項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（紛争解決等業務の休止）

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続（他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。）が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（指定の取消し等）

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第五十一条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していないことが判明したとき。

2 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。

3 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

1 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないことが判明した場合

2 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定を受けたとき

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務

4 第二項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第七節 雜則

（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）

る金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものと除く。)をそれぞれの認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わないものとする。

4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人の届出に関する事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等は、第七十四条に規定する届出を受理した場合又は前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登録、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の第五項の規定による届出に係る登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の第五項の規定による処分(登録の取消しを除く。)若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等(次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。)が二以上ある場合(当該認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一 金融商品取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務(同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。)を行う協会(同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ。)

二 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行なう協会

7 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることを命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務若しくは登録事務を行なえることとするとき、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協会等に行なえていた届出受理事務若しくは登録事務を行なわせないと認めるときは、その旨を公示しなければならない。

(登録手数料)
第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合は、認定金融サービス仲介業協会等)に納めなければならない。
2 前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。

(登録事務についての審査請求)
第八十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービス

ス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。

(内閣府令への委任)この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第八十一条 この法律に定めるものほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第四章 金融サービスの利用環境の整備等
第一節 安定的な資産形成の支援等

(基本方針)

第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

二 国民の安定的な資産形成の支援に関する事項

イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項

ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項

ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項

ニ 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項

三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力をに関する事項

四 前号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項

内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならぬ。

7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体及び民間事業者に対する支援)
第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に關し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行なう安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の施策)
第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的情況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(事業主の責務)
第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。

第二節 金融経済教育推進機構

第一款 総則

(機構の目的)

第八十六条 金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（第一百九条及び第二百三十四条において「金融経済教育」という。）を推進することを目的とする。

(法人格)

第八十七条 機構は、法人とする。

(数)

第八十八条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第八十九条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 (登記)

2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(名称)

第九十条 機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。

2 (登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第九十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二款 設立

(発起人)

第九十三条 機構を設立するには、金融又は経済に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

(定款の作成等)

第九十四条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 (前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。)

1 (目的)

2 (名称)

3 (事務所の所在地)

4 (資本金及び出資に関する事項)

5 (運営委員会に関する事項)

6 (業務及びその執行に関する事項)

7 (財務及び会計に関する事項)

8 (定款の変更に関する事項)

9 (役員に関する事項)

10 (公告の方法)

(設立の認可等)

第九十五条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

3 2 内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。
3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第百九条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

第九十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第九十七条 発起人は、前条第一項の規定により、登記を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九十八条 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第九十九条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならぬ。

2 (権限)
1 定款の変更
2 業務方法書の作成又は変更
3 予算及び事業計画の作成又は変更
4 決算
5 その他運営委員会が特に必要と認める事項

第一百条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

第一百一条 委員は、金融、経済、教育活動又は年金制度に関する専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

第一百二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第一百三条 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

1 破産手続開始の決定を受けたとき
2 拘禁刑以上の刑に処せられたとき
3 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
4 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第一百四条 運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の秘密保持義務)

第一百五条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

第一百六条 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 役員等

(役員)

第一百七条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第一百八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を行ふ。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第一百九条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第一百十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格条項)

第一百一条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第一百十二条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第百三条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、第百九条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第一百十三条 役員（非常勤の者を除く。）は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第一百十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第一百十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第一百十六条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第一百十七条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務等)

第一百十八条 第百五条及び第一百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。

第五款 業務

(業務の範囲)

第一百十九条 機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 金融経済教育を行うこと。

二 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。

三 金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第一百二十条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の業務の一部を委託することができる。

2 第百五条の規定は、前項の規定による委託を受けた者（その者が法人である場合には、その役員）又はその職員で、当該委託を受けた業務に従事するものについて準用する。

(業務方法書)

第一百二十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の交付の要請等)

第一百二十三条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、國の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができ

る。

第六款 財務及び会計

(事業年度)

第一百二十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第一百二十四条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第一百二十五条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれららの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書（以下この条において「財務諸表等」という。）を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦観に供しなければならない。

財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。

財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電子的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて）

内閣府令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)

第二百二十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

第二百二十七条 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第二百二十八条 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第百十九条の業務に要する費用に充てることができる。

（借入金）

第二百二十九条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

第二百三十条 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二百三十二条 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二百三十三条 内閣総理大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第二百三十四条 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（余裕金の運用）

第二百三十五条 機構は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

（内閣総理大臣の指定する有価証券の保有）

第二百三十六条 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

（内閣総理大臣の指定する金融機関への預金）

（内閣府令への委任）

第二百三十七条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第七款 監督

（監督）

第二百三十八条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

第二百三十九条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務

に関する監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第二百四十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件

を検査させることができる。

第二百四十二条 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第二百四十三条 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第八款 雜則）

（定款の変更）

第二百三十二条 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

第二百三十三条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

（資金の確保）

第二百三十四条 国は、金融経済教育の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

（内閣府令への委任）

第二百三十五条 この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 雜則

（関係者相互の連携及び協力）

第二百三十六条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二百三十七条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（権限の委任）

第二百三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第二百三十九条 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第百三十五条第一項及び第二項の規定による権限（第百三十五条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第百三十六条第一項及び第二項の規定による権限（第百三十六条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 第百三十八条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）

四 第百三十九条第一項及び第二項の規定による権限

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

6 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

7 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 委員会は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

9 委員会は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

10 委員会は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

11 委員会は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

12 委員会は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

13 委員会は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

（委員会に対する審査請求）

第二百三十八条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に對してのみ行うことができる。

(経過措置)
第一百三十九条

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章
罰則

第一百四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定による運用実績連動型保険契約をい

う。(運用実績連動型保険契約(同法第二百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。)百四十二条第三号において同じ。)に係るものに限る。)をしたとき。

四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定による報告書を提出せしめ、又は虚偽の記載をしたとき。

五 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

六 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。

七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

八 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

九 第三十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条规定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

二 第二十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号イからヨまでに掲げる行為又は金融サービス仲介業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の五の規定に違反したとき。

六 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

七 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の七の規定に違反したとき。

八 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第三十二条において準用する貸金業法第十八条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十二 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十三 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。

十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せしめ、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第七十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二十二 第七十二条第五項の規定に違反したとき。

二十三 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

二十四 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二十五 第三十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。

二十六 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

二十七 第七十五条第二項の規定に違反したとき。

二十八 第五百三十三条第一項の規定に違反したとき。

二十九 第五百三十三条第一項の規定に違反したとき。

三十 第五百三十三条第一項の規定に違反したとき。

三十一 第五百三十三条第一項の規定に違反したとき。

三十二 第五百三十三条第一項の規定に違反したとき。

三十三 第五百三十三条第一項の規定に違反したとき。

三十四 第五百三十三条第一項の規定に違反したとき。

四条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

第百四十六条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかつたとき。

二 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する貸金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十三条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸

金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第十五条第二項の規定に違反して、第十三条第一項第五号に掲げる事項又は同法第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録したとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第一項の規定に違反したとき。

三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項（第四号を除く。）に規定する事項を

三の二 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

四 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第二項又は第三項の規定に違反して、同条

第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の

氏名その他の事項を明らかにしなかつたとき。

六 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第百四十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

四 第五十九条の規定に違反したとき。

五 第六十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

六 第二十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

七 第四十七条後段の規定に違反したとき。

八 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十一 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第七十八条第四項の規定に違反したとき。

第百五十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十条（第七号を除く。）又は第一百四十二条（第一号を除く。）（三億円以下の罰金刑）

二 第四十二条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。）二億円以下の罰

金刑

三 第百四十三条第二号、第四号又は第五号 一億円以下の罰金刑

四 第百四十四条第七号、第一百四十二条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第一百四十三条（第二号、第四号及び第五号を除く。）、第一百四十七条から第一百四十九条まで又は前条 各本条の罰金刑

前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条第四項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反して供託しなかつた者

二 第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百五十四条 第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

第一百五十五条 第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者）を含む。以下この条及び第一百六十条において同じ。）、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十七条の規定による命令に違反したとき。

二 第四十二条第一項又は第六十五条の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

三 第七十八条第五項の規定に違反して届出を怠つたとき。

第一百五十七条 第九十条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百五十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章第二节の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第百十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二百五十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたとき。

五 第二百一十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第百三十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第一百五十九条 第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第一百六十二条 第百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百六十四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百四十四条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第一百四十四条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第一百五十四条 第十条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

第一百五十五条 第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者）を含む。以下この条及び第一百六十条において同じ。）、認定金融サービス仲介業協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十七条の規定による命令に違反したとき。

二 第四十二条第一項又は第六十五条の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

三 第七十八条第五項の規定に違反して届出を怠つたとき。

第一百五十七条 第九十条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百五十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章第二节の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第百十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二百五十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたとき。

五 第二百一十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第百三十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第一百五十九条 第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第一百六十二条 第百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百六十四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百四十四条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第一百四十四条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第一百六十四条 第百四十三条第四号の罪に關し没収された債権等について、同法第四条第六項の規定を準用する。

第一百六十五条 第百四十三条规定は、同号の罪に關し没収すべき債権の沒収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第一百六十六条 第百四十三条第四号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に金融商品販売業者等が業として行つた金融商品の販売等について適用する。

附 则

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行し、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相当する事項について説明が行なわれているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要な事項について説明を行つたものとみなす。

2 この法律の施行後に業として行なわれる金融商品の販売等について、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相当する事項について説明が行なわれているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要な事項について説明を行つたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
附 则 (平成一六年一月三日法律第一五四号) 抄
 (施行期日)
 1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
 2 この法律の施行前に業として行なわれる金融商品の販売等について、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相当する事項について説明が行なわれているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要な事項について説明を行つたものとみなす。
 3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 则 (平成一六年一月三日法律第一五四号) 抄
 (施行期日)
 1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
 2 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及び本附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 则 (平成一七年一月三日法律第一〇二号) 抄
 (施行期日)
 1 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

